



厚生労働省  
群馬労働局発表  
令和3年6月23日

【照会先】  
群馬労働局労働基準部健康安全課  
課長 吉永 宜司  
課長補佐 木村 正義  
産業安全専門官 品川 伸一  
(電話) 027-896-4736  
(FAX) 027-896-2111

**群馬県内の建設業の労働災害が増加。全国安全週間に  
群馬労働局長による建設現場パトロールを実施します  
－7月1日～7日は「全国安全週間」－**

「全国安全週間」は、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場における安全意識の高揚、安全維持の活動の定着を目的として、7月1日から7日までの間、実施します。

94回目を迎える令和3年度は、

**「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」**

のスローガンの下、全国で展開されます。

群馬労働局（局長 丸山陽一）管内における労働災害は、建設業において、5月末現在で、休業4日以上死傷者数は102件と前年同期より29件増加し、前年同期で0人であった死亡者数は4人と大幅に増加しています（資料1）。

このような状況を受け、全国安全週間初日となる7月1日に、建設現場における労働災害防止の取組の一層の徹底を図るため、労働局長自ら先頭に立ち、建設現場パトロールを実施します。

【建設現場パトロール】

- 1 日時 令和3年7月1日(木) 10:00～11:30  
(現場入場は、10:30頃、退場は11:15頃を予定)

2 建設現場 JR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物  
建設工事  
(巡視時状況：屋外基礎工事、関係労働者数：約5名予定)

3 所在地 前橋市表町2丁目29番26(地番)

(資料2「JR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業工事概要」)

#### 4 取材公開

パトロールを報道機関の皆様に公開いたします。

取材は、屋外の現場巡視中に同行可能です(なお、現場巡視前後の現場事務所内は、パトロール参加人数の予定より、それ以上の入場は密になるおそれが高いため、ご遠慮願います。)

また、現場における安全確保のため、工事業者側より撮影ポイントを制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

取材希望がありましたら、上記照会先あて6月30日(水)正午までにFAX(別添)にてご連絡をお願いします。

なお、取材時には、安全確保のため、なるべく長袖シャツを着用、靴底のしっかりとした運動靴等でお越しいただき、工事業者側の用意する保護帽等の着用をお願いします。

\* 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご参加の皆様におかれましても、マスクの着用をお願いいたします。当日、発熱や風邪の症状がある場合には、担当あてご連絡いただき、ご出席を控えていただきますよう予めご了承ください。

\* 当日、悪天候の場合にはパトロールを中止することがあります。雨天等の場合には、お手数でも上記照会先あてに電話(027-896-4736)でお問い合わせいただきますようお願いいたします。

全国安全週間(7月1日～7月7日(準備月間 6月1日～30日))

資料3「令和3年度全国安全週間実施要項」

資料4「群馬労働局長メッセージ」

別 添

F A X 送信票 ( F A X 027-896-2111 )

群馬労働局 健康安全課 行き

令和3年7月1日 (木)

群馬労働局長労働衛生巡視 取材申込

社 名 \_\_\_\_\_

取材人数 \_\_\_\_\_ 名

## 令和3年 労働者死傷病報告受理件数表

令和3年5月末現在  
群馬労働局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減	
製 造 業		21	98	24	49	6	18	15	1	221	230	1
	食料品製造業	6	38	4	9	4	4		65	80	-15	
建 設 業		2				2			4		4	
		27	41	8	13	6	5	2	102	73	29	
	木造家屋等 建築工事業	3	6	1				1	11	10	1	
運 輸 交 通 業			1						1	2	-1	
		16	54	5	18	5	5	1	104	111	-7	
	道路貨物運送業		1						1	2	-1	
		13	51	5	18	4	5	1	97	104	-7	
林 業		2	1	2		1	2	3	11	14	-1	
											-3	
小 売 業		17	31	13	18	2	2	1	84	85	-1	
社会福祉施設		20	36	15	12	2	3	3	91	44	47	
接 客 娛 楽 業		11	9	2	3	8	3	8	44	50	-6	
	飲食店	5	3	1	3		1		13	23	-10	
上記以外の事業		31	83	14	30	7	5	12	182	168	14	
	清掃・と畜業	4	9	4	5			3	25	24	1	
計		2	1			2		1	6	3	3	
		145	353	83	143	37	43	35	839	775	64	
前年同期		2			1				3			
		151	301	43	164	49	37	30	775			
増 減			1		-1	2		1	3			
		-6	52	40	-21	-12	6	5	64			

## 災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減	
事故の 型別	墜落・転落	31	54	14	22	18	8	6	143	122	21
	転倒	30	66	11	30	13	7	9	166	188	-22
	はさまれ・ 巻き込まれ	16	36	9	18	4	7	2	92	107	-15
	切れ・こすれ	7	17	3	12	2	1		42	48	-6
	動作の反動・ 無理な動作	19	66	8	21	4	9	4	131	122	9
起因物 別	建設機械等	1							1		1
		4	5	1	1			1	12	8	4
	食品加工用機械	4	8	1	1				14	12	2
	トラック	14	24	8	11	1	3	3	63	61	2
外国人の災害	8	25	2	9	2	4			50	47	-1
建設公共工事の 災害		1				1			2		2
		6	6	2	1	1	2	1	19	9	10

注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。

注2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。

注3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

# 令和3年 死亡災害事例

令和3年5月末現在  
群馬労働局

番号	発生月 発生時間帯 事業場規模	年齢 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	1月 21時頃 1～9人	70歳代 作業者	倉庫2階において、天井クレーンで凍結防止剤を散布車へ積込む作業の準備中に、搬入口の開口部（高さ4.4m）から墜落した。	土木工事業	墜落、転落	開口部
2	1月 15時頃 1～9人	70歳代 作業者	高速道路のインターチェンジ出口付近の伐採作業現場において、撤収作業のため高所作業車の後進を誘導していた被災者が同車に轢かれた。	土木工事業	交通事故 (道路)	高所作業車
3	1月 11時頃 1～9人	20歳代 土工	浄化槽埋設のための掘削作業において、打設した鋼矢板の一部が傾いてきたので、当該鋼矢板を一旦外し、掘削部内で2名で地ならしをしていたところ、地山が崩壊し、1名が全身埋まり、もう1名が膝まで埋まった。	土木工事業	崩壊、倒壊	地山、岩石
4	1月 8時頃 1～9人	20歳代 運転者	木造住宅新築工事現場において、搬入した建材（約縦300×横90×厚1cm）35枚の束（ラップで結束。重さ約350kg）をナイロンスリング2本を使用してホイールクレーンのフックに玉掛けし、荷台上で介添えをしようとしていたところ、つり荷が背部、頭部に激突した。	道路貨物運 送業	激突され	木材、竹材
5	3月 16時頃 10～29人	30歳代 作業者	コンクリートブロック成型機の型を代えるため、エアを抜いてボルト締めをしていたところ、成型機上部が下降し、成型機上部と下部の間に頭部が挟まれた。	窯業・土石 製品製造業	はさまれ、 巻き込まれ	その他の一 般動力機械
6	5月 13時頃 10～29人	70歳代 土工	S造2階建て新築工事において、ドラグ・ショベルで碎石の山を移動させていた被災者が降車し、当該ドラグ・ショベルのアーム等の様子を確認していたところ、別の作業者が後進させたダンプトラックのあおりとドラグ・ショベルのアームとの間に胸部、頭部を挟まれた。	建築工事業	激突され	トラック

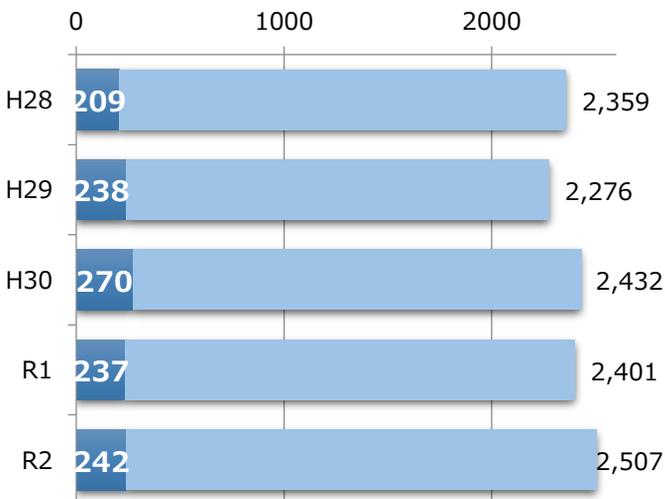
# 建設業の労働災害発生状況(令和2年)

群馬労働局 健康安全課

令和2年における労働災害による休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、全業種では前年比で4.4%増加し、建設業における死傷者数は5人増加（増加率2.1%）となりました。

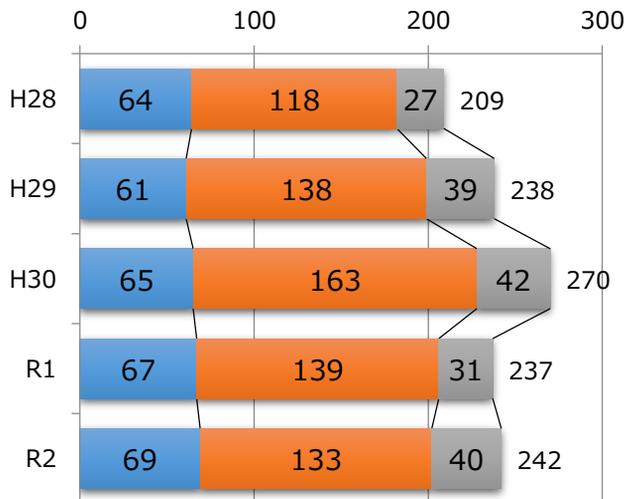
労働災害発生状況の推移

■ 建設業 ■ 建設業以外



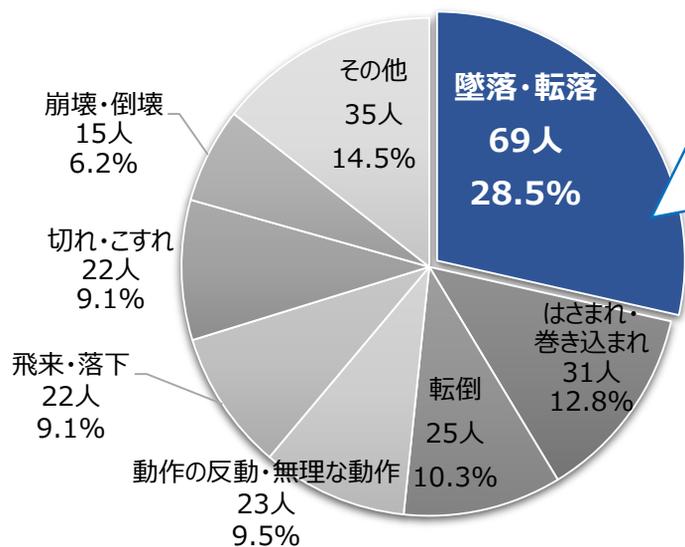
建設業における労働災害死傷者数の推移

■ 土木工事 ■ 建築工事 ■ その他の建設

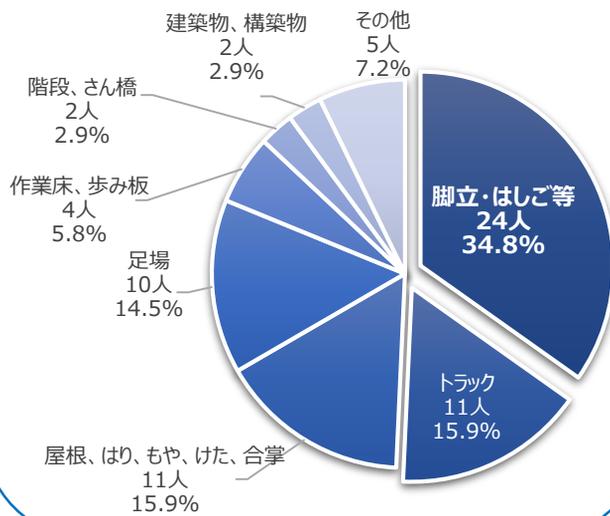


建設業における死傷者数を事故の型別でみると「墜落・転落災害」が最も多くなっています。また、墜落・転落災害を起因物別でみると「はしご等（はしご、脚立、作業台など）」の災害が多く発生しており、安全を確保した上で、はしご等を適切に使用することが重要といえます。

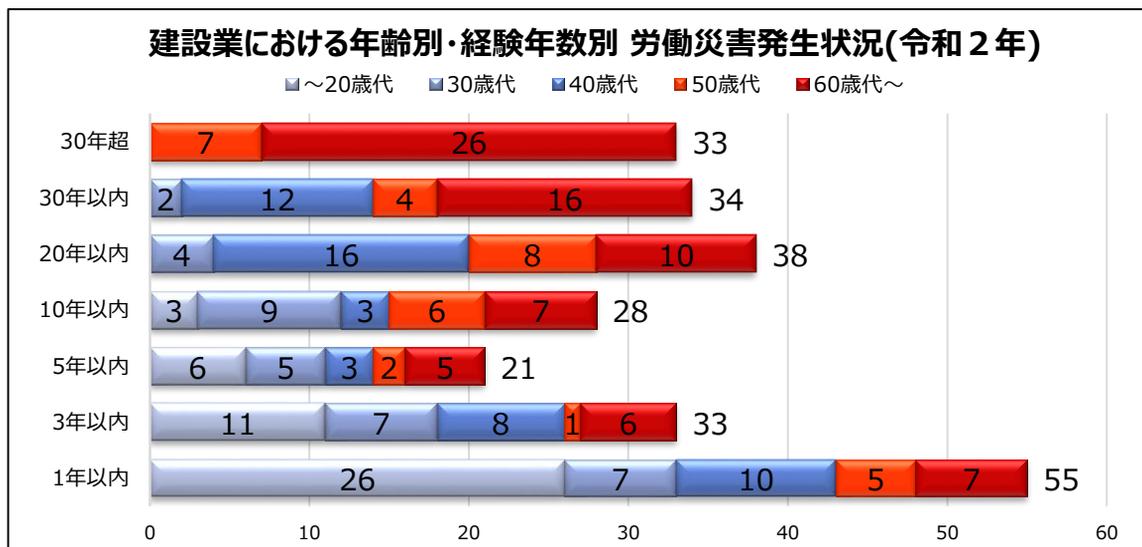
建設業における事故の型別割合（令和2年）



【墜落・転落】災害における起因物



令和2年の建設業の死傷者数を経験年数別でみると「経験年数1年以内」が最も多く、年齢別でみると「50歳以上の高年齢労働者の割合」が高くなっています。



## 建設業における死亡災害発生状況

令和2年の群馬労働局管内の建設業における死亡者数は2名となりました。

令和2年の建設業における死亡災害事例

番号	発生月	年齢・性別	災害のあらまし	事故の型別	起因物別
	発生時間帯	職種			
	店社/現場人数	経験期間			
1	7月 8時頃 1～9人	60歳代 作業員 3年	河川の災害復旧工事において、護岸補強のためスコップにて砂利を敷き均していたところ、約3.5m上の道路を走行していたドラグ・ショベルのキャタピラ部が敷鉄板に接触し、落下した敷鉄板が衝突した。	飛来・落下	掘削用機械
2	12月 16時頃 10～29人	50歳代 作業員 1年以内	道路の除草作業後、退勤しようと傾斜39度の法面を駆け上がろうとしたところ、転倒して側溝に転落した。	転倒	地山、岩石

## 建設現場のはしご・脚立からの墜落・転落災害をなくそう!!

はしごや脚立は、2メートル程度以下の高所作業を行うには、手軽に持ち運びができる便利な用具であり、土木、建築の別なく、建設現場で多用されていますが、簡便さゆえに安全に対する意識が薄くなりがちです。

しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多発しており、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用し、墜落・転落災害を防止しましょう。



# JR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業

令和元年10月

## ◇事業目的

本事業は、JR前橋駅に隣接した立地を生かして、幅広い世代に対応する良好な住宅を供給し、子育て環境の充実に図るための支援施設、駅前周辺の利便性を高めるための店舗、さらに敷地内に広場空間を設けるなど、駅周辺における賑わい拠点として整備を進めていきます。

## ◇事業名称

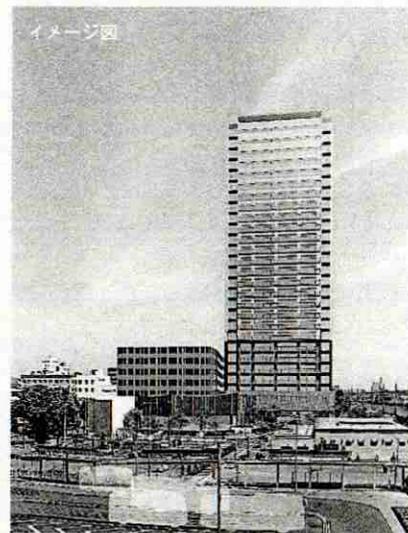
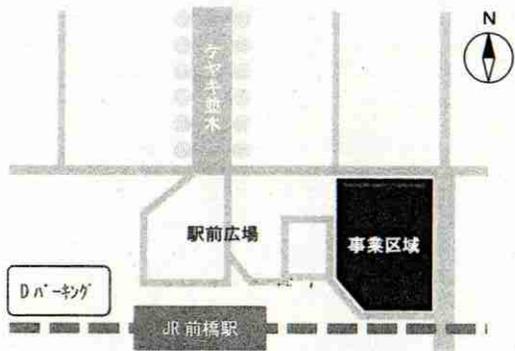
JR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業

## ◇事業施行者

JR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業 個人施行者  
 ファーストコーポレーション株式会社 代表取締役 中村 利秋  
 東京建物株式会社 代表取締役社長執行役員 野村 均

## ◇地区概要

事業敷地 前橋市表町二丁目29番2ほか  
 敷地面積 約4,060㎡  
 用途地域等 商業地域/防火地域/高度利用地区  
 建蔽率 80%  
 容積率 600%



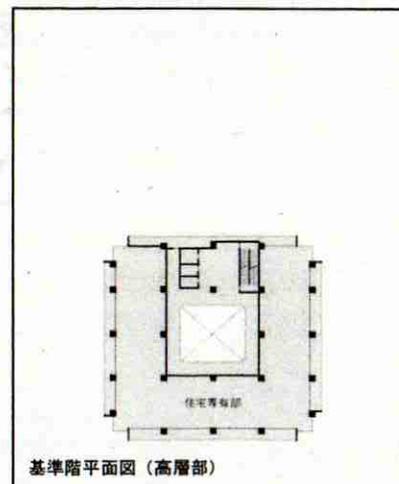
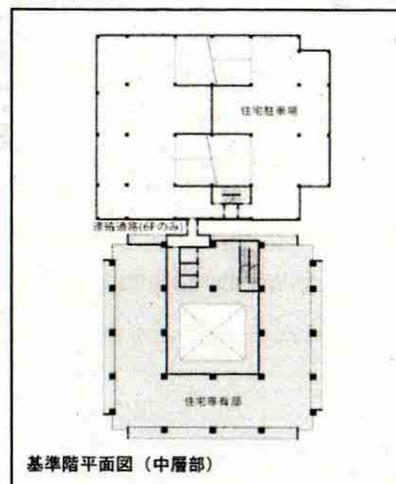
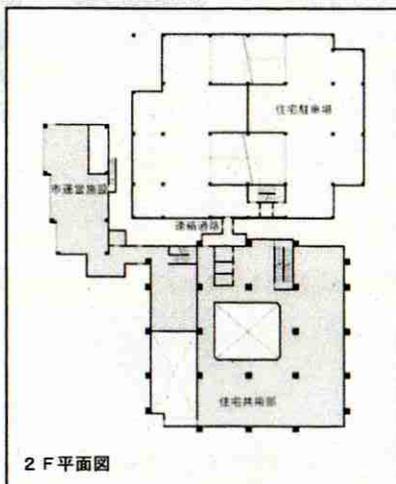
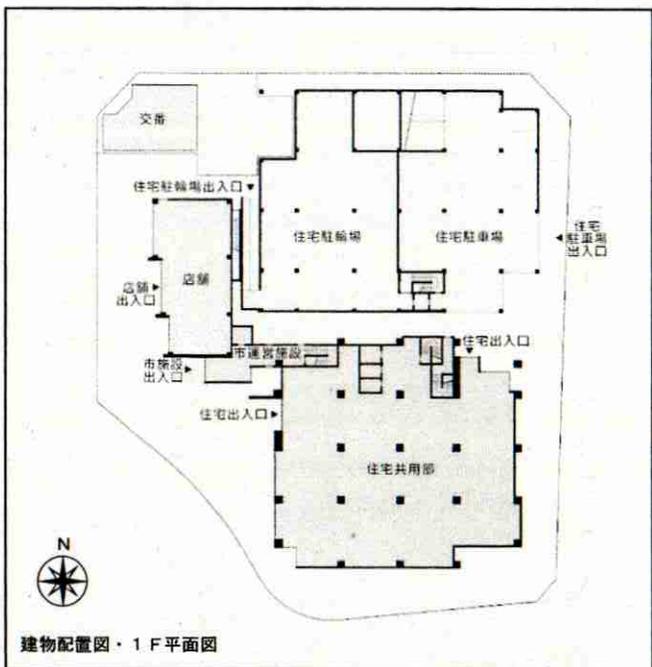
## ◇計画概要

施設用途 共同住宅、店舗、子育て支援施設、住宅駐車場  
 規模 地上27階、地下1階  
 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造  
 最高高さ 約94m  
 建築面積 約2,400㎡  
 延床面積 約29,000㎡  
 建蔽率 約64%  
 容積率 約495% (容積対象面積による)

## ◇スケジュール

平成29年9月26日	都市計画決定の公告
令和元年8月7日	施行認可の公告
令和元年度(予定)	権利変換計画認可の公告
	工事着手
令和4年度(予定)	工事完了

※外観、平面図等は計画段階のものとなりますので、実施設計等により変更となる場合があります。



お問い合わせ先：協議会事務局（前橋市市街地整備課 027-898-6004）

## 建築工事概要書

工事名称	JR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業 施設建築物建設工事
工事場所	群馬県前橋市表町二丁目29-26(地番)
工事期間	自 2020年 11月 24日 至 2024年 3月 下旬
敷地面積	3,870.97 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
規模	地上27階 地下1階
建築面積	2,635.29 m <sup>2</sup>
延床面積	28,991.08 m <sup>2</sup>
用途	共同住宅(203戸)、店舗、市施設、駐車場
建築主	JR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業 個人施行者
設計者	株式会社 宮田建築事務所
工事施工者	JR前橋駅北口地区第一種市街地再開発事業 施設建築物建設工事 共同企業体(ファーストコーポレーション (株) 小林工業(株) 鶴川興業(株) (株)吉田組)

## 令和3年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

## 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

## 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実 施 者

各事業場

## 7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に

従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

### (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

### (2) 継続的に実施する事項

#### ① 安全衛生活動の推進

##### ア 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

##### イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ リスクアセスメントの実施

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

(ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

(ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

(イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

(ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

(ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施

(イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

(ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

(エ) トラックの逸走防止措置の実施

(オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

ウ 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用

b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策

a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

エ 製造業における労働災害防止対策

(ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

(イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

イ 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

ウ 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

- (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

第94回

# 全国安全週間

SLOGAN

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

安全管理せな  
あかんよ  
!!

令和3年

7/1 ▶ 7

令和3年 準備期間

6/1 ▶ 30

宮川大輔

# 第94回全国安全週間について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、これまで一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えることとなりました。

この間、事業場においては、労使が協調し、労働災害防止に向けた弛まぬ取り組みを展開してこられました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となりました。

一方、令和2年の休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害、「動作の反動・無理な動作」による労働災害が増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害により、平成14年以降で最多となりました。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」のスローガンのもと、労働災害防止に向けたより一層の取り組みをお願いします。

また、安全活動の実施にあたっては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組んでいただくようお願い申し上げます。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

毎日の笑顔は  
やっぱり安全管理からやね！  
みんな元気な職場が一番！



職場の安全、全国安全週間に  
関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp/>

職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

あんぜんプロジェクト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

職場の安全、全国安全週間に  
関する情報はこちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

職場のあんぜんサイト

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 令和3年度 全国安全週間を迎えるにあたって

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年に初めて実施されて以来、一度の中断もなく続けられ、本年度で94回目を迎えます。

令和3年度全国安全週間は、

### 「 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場 」

のスローガンの下、7月1日から7日までの間、全国で展開されます。

産業安全に携わる関係者の皆様のご理解の下、各種安全管理活動を通じて安全水準は着実に向上してきておりますが、依然として多くの労働災害が発生しております。

群馬県内の労働災害による死亡者数は、令和2年は令和元年と比較して1人減、また、昭和23年に統計を取り始めてから最少の10人となりました。

一方、休業4日以上之死傷者数は、昭和54年の6,325人をピークに以降減少してはきましたが、近年は増減を繰り返しており、令和2年は令和元年と比較して106人増加の2,507人となりました。

また、平成30年度から令和4年度までを計画期間とした「第13次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画」の3年目の取組状況は、死亡者数は3年間の目標数45人に対し41人で8.89%減少となり堅調な推移となっておりますが、死傷者数は最終目標値2,162人に対し2,507人で15.95%の増加となり大変厳しい状況です。

これらのことから、第13次労働災害防止計画の4年目に当たる本年度は、最終目標である、①死亡者数を前計画期間中の総数の15%以上減少、②死傷者数を平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少を達成できるよう、働く高年齢者の増加等の就業構造の変化や、新型コロナウイルス感染症に伴う社会情勢等の変化に対応した、継続的で効果的な更なる取組が求められています。

労働災害を防止するためには、各事業場において、トップ（事業者）による労働災害を撲滅する強い決意と、労使一体となった計画的な取組の推進と実践により、労働災害ゼロの機運を高めることが重要です。

全国安全週間を契機に、労働災害防止の重要性について改めて認識を深めていただき、安全活動の確実な実施をお願いいたします。

なお、本年度の全国安全週間については、昨年同様、新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただきますよう重ねてお願いいたします。

群馬労働局長 丸山 陽一

# 第13次労働災害防止計画に基づく 群馬労働局推進計画の概要

## 2018年度から2022年度までの5か年計画

ひと、くらし、みらいのために

### 計画の目標

**死亡災害:15%以上減少**

(重点業種:建設業、製造業)

**死傷災害:5%以上減少**

(重点業種:道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設及び飲食業)

- 仕事上の不安、悩み又はストレスについて**職場に相談先がある又は外部相談先が周知されている労働者の割合:90%以上**
- **メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合:80%以上**
- **ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合:60%以上**
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、**ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を増加**
- 第三次産業及び道路貨物運送業の**腰痛による死傷災害:5%以上減少**
- 職場での**熱中症による死傷災害を減少**

### 8つの重点事項

#### 1 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- ・建設業における足場・はしご等からの墜落・転落災害等の防止
- ・製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止
- ・経験期間3年以内の未熟練労働者に対する災害等の防止

#### 2 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- ・労働者の健康確保対策の強化
- ・職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
- ・雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進
- ・兼業、副業、テレワークの拡大への対応

#### 3 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- ・災害の増加や減少がみられない業種等への対応
- ・高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止
- ・個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

#### 4 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- ・企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- ・疾病を抱える労働者に寄り添い継続的に支援する体制の充実

#### 5 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・受動喫煙防止対策
- ・電離放射線による健康障害防止対策
- ・粉じん障害防止対策

#### 6 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- ・企業のマネジメントへの安全衛生の取込
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用
- ・企業単位での安全衛生管理体制の推進
- ・企業における健康確保対策の推進(再掲)
- ・業界団体内の体制整備の促進
- ・業所管官庁との連携の強化
- ・中小規模事業場への支援
- ・民間検査機関等の活用の促進

#### 7 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- ・安全衛生専門人材の育成
- ・労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の積極的な活用を推進
- ・安全衛生教育の徹底

#### 8 国民全体の安全・健康意識の高揚等

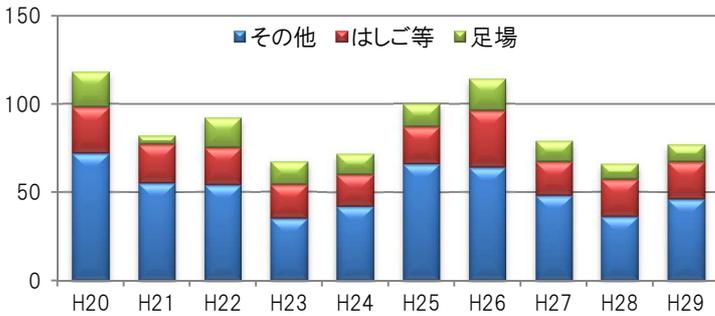
- ・高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- ・危険体感教育の推進
- ・技能検定試験の関係団体との連携

# 群馬労働局推進計画の最重点事項

## 建設業における墜落・転落災害等の防止

建設業の墜落・転落災害による死傷災害の起因物としては、建築物、構築物からの墜落が多いが、次いではしごや脚立からの墜落・転落災害も多い状況にあるため、第13次防においては、はしご等からの墜落・転落災害を減少させることに重点を置き災害防止対策を推進します。

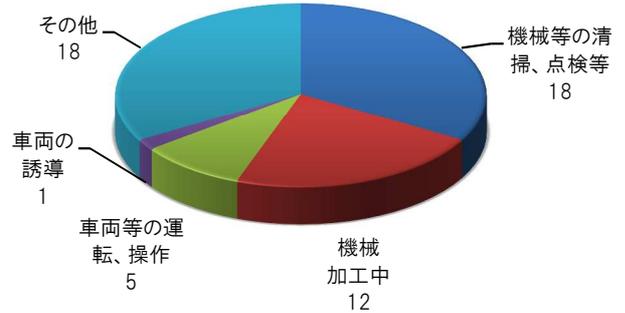
建設業における墜落・転落災害の起因物別発生状況



## はさまれ・巻き込まれ災害の防止

はさまれ・巻き込まれによる死亡災害の原因は、機械を停止せずに機械、設備の点検、清掃を行い被災したものが最も多く、次いでフォークリフトや車両、重機等の運転や操作中に被災したものが目立ちます。第13次防においては、業種横断的に、機械・設備等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策を推進します。

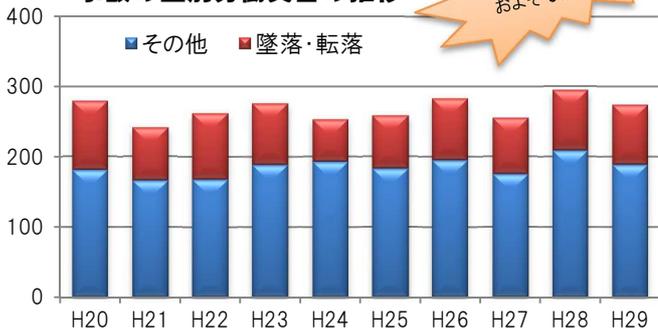
過去15年間のはさまれ・巻き込まれ死亡災害発生件数



## 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業における労働災害の7割が荷役作業時に発生しており、中でもトラック等の運転席の昇降、荷台の昇降時に墜落・転落災害が多いことから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン(平成25年3月25日付け基発0325第1号)(以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を推進します。また、運転席、荷台への安全な昇降について、周知徹底を図ります。

道路貨物運送業における事故の型別労働災害の推移



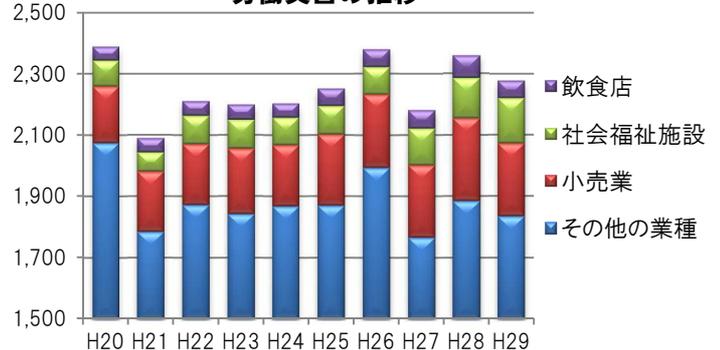
墜落転落災害が占める割合はおよそ30%!

## 第三次産業対策

労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められます。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の実施を指導します。

また、年平均60件前後の発生が見られる腰痛について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、特に、介護労働者等の身体的負担軽減を図る介護機器等の導入の促進を図ります。

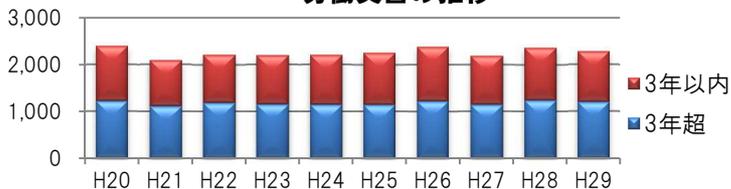
小売業・社会福祉施設・飲食店における労働災害の推移



## 未熟練労働者に対する災害等の防止

経験期間3年以内の死傷災害の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時等の安全衛生教育、また、外国人労働者の安全衛生教育の徹底を図ります。

経験期間3年以内の労働者における労働災害の推移



お問い合わせは、群馬労働局健康安全課・各労働基準監督署まで

名称	所在地
群馬労働局労働基準部健康安全課	前橋市大手町2-3-1(前橋地方合同庁舎8階)
高崎労働基準監督署	高崎市東町134-12(高崎地方合同庁舎3階)
前橋労働基準監督署	前橋市大手町2-3-1(前橋地方合同庁舎7階)
伊勢崎分庁舎	伊勢崎市下植木町517
桐生労働基準監督署	桐生市末広町13-5(桐生地方合同庁舎1階)
太田労働基準監督署	太田市飯塚町104-1
沼田労働基準監督署	沼田市薄根町4468-4
藤岡労働基準監督署	藤岡市下栗須124-10
中之条労働基準監督署	吾妻郡中之条町中之条664-1